※学校において記入

学　校受付日	年　　月

受給資格認定申請書【A】記入例

認定番号

広島県知事　様

令和　　年　　月　　日

学校への提出日を記入

高等学校等就学支援金（７月定期）

（次の３つの事項のうち，いずれかの□に✔印を付けてください。）

☑ **A 受給資格認定申請**

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

□ **B 収入状況届出書**（２回目以降）

既に就学支援金の受給資格の認定を受けているため，就学支援金の支給に関して，保護者等の収入に関する事項について，届け出ます。

□ **C 辞退届出書**（認定申請の辞退・受給資格の放棄）

就学支援金の受給資格の認定を申請しません（受給資格を放棄します）。

【辞退・放棄理由】 □ 課税標準額などにより算出する額が基準額を超え，認定見込みがない（所得制限見込み）ため。
□ その他（　　）

（次の２つの事項を必ず確認の上，両方の□に✔印を付けてください。）

☑ この申請書又は届出書の記載内容は，事実に相違ありません。

☑ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し，就学支援金の支給をさせた場合は，不正利得の徴収や３年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。）

ふりがな		ひろしま		もみじ	
生徒の氏名	姓	広島	名	紅葉	
生徒の生年月日	昭和・平成　18　年　5　月　1　日				
生徒の住所	〒 730-8511 広島 都道府県　広島 市区町村　中区基町10-52				
保護者等連絡先	氏名	広島　太郎	昼間の連絡先（電話番号）	082-513-2755	
			E－mail	shuugaku@pref.hiroshima.lg.jp	
生徒が在学する学校の名称	学事高等学校				
学年・組・学籍番号	1　年	1　組	22　番		

A

【1．高等学校等の在学期間について】　（B C の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は，その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし，支給停止期間等は含めません。）

過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	年　月　日 ～　年　月　日	学校の種類・課程・学科
	立	年　月　日 ～　年　月　日	・学科

過去に高等学校等に在学していたことがある場合は，この欄に記入し，高等学校等就学支援金受給資格消滅通知書を添付。
なお，「支給停止期間等」には，就学支援金の支給停止を受けていた期間を記入。

〔注〕過去に高等学校等に在学した期間がある場合は，「過去に別の高等学校等に在学していた期間」の欄を記入し，高等学校等就学支援金受給資格消滅通知書又は在学期間の分かる資料を添付してください。

もう１面あります ⇒

A B【2．保護者等の収入の状況について】　（ C の場合は記入不用です。）

（1）申請時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し，個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については，次のとおりです。

（次の①から⑦までのいずれかの□に✔印を付けてください。）

次の保護者等の個人番号カードの写し等を提出しています（提出済を含む。）。		
①	☑	**親権者２名分** 生徒が未成年（18歳未満）であり，親権者（両親）が２人存在する場合
②	□	**親権者１名分**　（アからウまでのいずれかの□に✔印を付けてください。） （親権者が，一時的に親権を行う児童相談所長，児童福祉施設の長である場合は，⑤から⑦までのいずれかの□に✔印を付けてください。） ア □ 離婚，死別，未婚出産等により親権者が１人の場合 イ □ 親権者の１人が，日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 ウ □ 親権者が存在するものの，ＤＶ・児童虐待等のため接触することにより危害が及ぶことが考えれる場合や［…］家庭の事情によりやむを［…］合 ※ 単に別居し［…］すが，別居している親権［…］その者を養育放棄として取り扱うため，その者の個人番号カードの写し等の提出は不要です。
③	□	**未成年後見人 □ 名分** 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分） （未成年後見人が，法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は，その者を除きます。）
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）２名分** 生徒が在学中に成人した場合で，成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	□	**主たる生計維持者１名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）** ア □ 主たる生計維持者の１人が，日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 イ □ ・生徒が未成年だが，親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが，主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり，未成年の時点で親権者が１人だった場合 ・生徒が成人であり，未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　等
⑥	□	**生徒本人** 親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合　等
次の理由により，個人番号カードの写し等を提出していません。		
⑦	□	親権者，未成年後見人，主たる生計維持者［…］がないなど，個人番号の指定を受けていない場合

添付資料を提出する者が1名の場合は，こちらに☑するとともに，ア～ウのいずれかに☑

【注】⑤又は⑥の場合は，「生徒の健康保険証等」の写しを添付してください。

「生徒との続柄」の欄には，「父」，「母」，「未成年後見人」等を記入してください。

（2）個人番号カードの写し等を提出している保護者［…］は不要です。）

氏名（ふりがな）	生徒との続柄	氏名（ふりがな）	生徒との続柄
ひろしま　たろう 広島　太郎	父	ひろしま　はなこ 広島　花子	母
生年月日　昭和48 年 9 月 9 日		生年月日　昭和48 年 8 月 8 日	

上記保護者等の令和４年１月１日現在の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には，□にレ印を付けてください。）

広島 都道府県　広島 市区町村	広島 都道府県　広島 市区町村
□ 日本国内に住所を有していない。	□ 日本国内に住所を有していない。

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別，養子縁組等による保護者等の変更があった場合には，支給額が変更となることがありますので，必ず学校に連絡してください。

【4．確認事項】　（次の2つの事項を確認の上，□に✔印を付けてください。）

☑ 就学支援金を授業料に充てるとともに，就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

☑ 授業料等軽減補助金の受給要件を満たす場合は，併せて受給申請します。